

大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱

平成21年3月24日

告示第34号

(趣旨)

第1条 大田市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震改修を促進し地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修等を行う者に対して、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造の住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士をいう。）で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会の建築構造士への登録
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断、耐震改修実施事務所への登録
 - ウ 島根県木造住宅耐震診断士名簿への登載
 - エ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿への登載
 - オ その他これらと同等と認められるもの
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は、精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価（耐震診断技術者により実施されたものに限る。）をいう。
- (4) 容易診断調査票 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）にて提示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」をいう。
- (5) 補強計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅に対し、当該評点を1.0以上に向上させるための計画（耐震診断技術者により設計されたものに限る。）をいう。
- (6) 耐震改修 補強計画に基づき、耐震性を向上させるための工事をいう。
- (7) 解体 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅（容易診断調

査票により倒壊の危険性があると判断されたものを含む。)の全てを解体撤去処分することをいう。

- (8) 建替え 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅（容易診断調査票により倒壊の危険性があると判断されたものを含む。）を解体除却し、同一敷地内に一戸建て住宅を新築する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 大田市内に所在する住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は建築に着手された木造住宅（木造以外との混構造のものを除く。）であること。
- (3) 階数が2階以下であって、一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅であること。
- (4) 補強計画策定、解体又は建替えを行うものにあつては、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅（解体又は建替えについては、容易診断調査票により倒壊の危険性があると判断されたものを含む。）であること。
- (5) 耐震改修を行うものにあつては、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅の当該評定を1.0以上に向上させるものであること。

(補助対象者)

第4条 住宅の補助金の交付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者で、国、地方公共団体又は独立行政法人でないもの。
- (2) 共有名義の住宅にあつては、共有者全員の合意により選出された者
- (3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等は、次の表のとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
耐震診断事業	補助対象住宅の耐震診断に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額	6万円
補強計画策定事業	補強計画の策定に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額	40万円
耐震改修事業	耐震改修に要する経費（耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。）	補助対象経費の10分の23以内の額	80万円

解体助成事業	住宅の全てを除却するために要する経費	補助対象経費の10分の23以内の額	40万円
総合的支援事業 (補強計画策定及び耐震改修)	補強計画の策定及び耐震改修に要する経費(耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。)	補助対象経費の5分の4以内の額	100万円
総合的支援事業 (建替え)	建替えに要する経費	補助対象経費の5分の4以内の額	100万円

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の付近見取図、配置図、平面図
- (2) 見積書の写し
- (3) 建築時期を確認できる資料
- (4) 耐震診断結果報告書又は容易診断調査票(耐震診断事業を除く。)
- (5) 補強計画の設計図書一式(耐震改修事業に限る。)
- (6) 長屋建て住宅又は共同住宅の場合は、入居者全員の同意書
- (7) 貸家の場合は、借家人の同意書
- (8) 補助対象住宅の2面以上の外観写真
- (9) 市税等の滞納のない証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 当該申請者は、第6条の規定により行った申請を取り下げるときは、木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請取下願(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の取下げがあった場合は、第6条の規定による申請は、これをなかつたものとみなす。

(補助金の変更等)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該

申請した内容を変更し、又は中止しようとするときは、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第5号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修等に係る費用の請求明細書の写し
- (3) 耐震改修等に要した費用の領収書の写し
- (4) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断事業に限る。）
- (5) 耐震改修等の実施前後の比較が可能な写真（耐震診断事業及び補強計画策定事業を除く。）
- (6) 補強計画の設計図書一式（補強計画策定を含む事業に限る。）
- (7) 建替えによる新築住宅の配置図、平面図、立面図、断面図（総合支援事業（建替え）に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により、速やかに補助事業者へ通知する。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業者が事業を完了した後において交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額の報告）

第13条 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等の有無について、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により、第11条の規定による通知を受けた年の消費税の確定申告後速やかに、市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前条の報告において補助金返還額が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行ったときは、大田市木造住宅耐震化促進事業補助金取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金返還命令書（様式第11号）により、当該交付した補助金の全部又は一部返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

※添付書類

- (1) 補助対象住宅の付近見取図、配置図、平面図
- (2) 見積書の写し
- (3) 建築時期を確認できる資料
- (4) 耐震診断結果報告書又は容易診断調査票（耐震診断事業を除く。）
- (5) 補強計画の設計図書一式（耐震改修事業に限る。）
- (6) 長屋建て住宅又は共同住宅の場合は、入居者全員の同意書
- (7) 貸家の場合は、借家人の同意書
- (8) 補助対象住宅の2面以上の外観写真
- (9) 市税等の滞納のない証明書
- (10) その他市長が特に必要と認める書類等

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金については、下記のとおり交付決定（却下）することにしたので、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

(1) 補助事業の区分

(2) 建築物の所在地 大田市

(3) 交付決定額 金 円（補助対象額 円）

(4) 補助金交付時期 事業が完了し、補助金交付額が確定した後交付する。

2 却下する

(却下理由)

※補助の条件

(1) 本要綱の規定を遵守してください。

(2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更する場合があります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請取下願

年 月 日付けで申請した大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金の交付について、下記の理由から大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により取り下げます。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物の所在地 大田市
- 3 理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所

氏名

電話番号

大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金について、申請した事項を変更したいので、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の区分		
補助決定通知額		円
変更内容	変更前	
	変更後	
変更又は中止の理由		
添付書類		

- ※注 （1）変更内容及び変更理由については、できるだけ詳しく記載してください。
（2）工事等の内容及び工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなる書類を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金変更決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金の
変更については、下記のとおり決定（却下）することにしたので、大田市木造住宅耐震化
等促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定する

(1) 補助事業の区分

(2) 建築物の所在地 大田市

(3) 交付決定額 金 円（補助対象額 円）

(4) 補助金交付時期 事業が完了し、補助金交付額が確定した後交付する。

2 却下する

(却下理由)

3 中止を承認する

※補助の条件

(1) 本要綱の規定を遵守してください。

(2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更する場合があります。

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

大田市木造住宅耐震化等促進事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた大田市木造住宅耐震化等促進事業について完了したので、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

補助事業の区分	
交付決定額	円
精算額	円
事業完了年月日	年 月 日

※添付書類

- (1) 耐震改修等に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修等に係る費用の請求明細書の写し
- (3) 耐震改修等に要した領収書の写し
- (4) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断事業に限る。）
- (5) 耐震改修等の実施前後の比較が可能な写真（耐震診断事業及び補強計画策定事業を除く。）
- (6) 補強計画の設計図書一式（補強計画策定を含む事業に限る。）
- (7) 建替えによる新築住宅の配置図、平面図、立面図、断面図（総合支援事業（建替え）に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類等

様式第7号（第11条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した大田市木造住宅耐震化等促進事業について、交付する補助金の額を確定しましたので、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所

氏名

電話番号

大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金について、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

一 金									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円

2 振込先

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ -----

大田市長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金について、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

1 補助事業の区分

2 住宅の所在地 大田市

3 補助事業に要した費用等

交付決定額 金 円（補助対象額 円）
補助金の確定額 金 円

4 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由

- (1) 消費税法における納税義務者ではない又は消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- (2) 簡易課税事業者である。
- (3) 消費税仕入控除税額が確定している。

※いずれかを選択すること

(添付書類)

- (1) 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由が、消費税法における納税義務者ではない場合又は消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない場合
 - ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し
※申告書の提出事実及び提出年月日が確認できるもの
 - ・損益計算書等、売上高を確認できる書類
- (2) 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由が、簡易課税事業者である場合
 - ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
※申告書の提出事実及び提出年月日が確認できるもの
- (3) 補助事業に要する費用に消費税相当額を含めた理由が、消費税仕入控除税額が確定しているとした場合
 - ・消費税仕入控除税額に係る参考資料
- (4) その他市長が特に必要と認める書類等

様式第10号（第14条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金取消通知書

年 月 日付け指令 第 号による大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金の交付については、下記の理由により取り消したので、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 取消理由

様式第11号（第15条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金返還命令書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した補助金について、大田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付済額 金 円
- 3 返還額 金 円
- 4 その他 上記金額を 年 月 日までに返還してください。